



研究領域名 法と人間科学

北海道大学・大学院文学研究科・教授

なか まきこ
仲 真紀子

【本領域の目的】

2009年の裁判員制度開始から数年が経過し、制度の利点や問題が議論されるようになった。また、司法への国民参加に伴い、法教育、捜査の可視化、裁判員の法的判断、矯正や服役後の社会復帰など、これまであまり目が向けられていなかった実務的な問題にも関心が高まってきている。科学的根拠（エビデンス）にもとづく解決が望まれる課題として、以下のような問題を掲げることができる。

【1】制度の基盤に関わる問題「法意識と教育」：日本の法概念、一般市民の法的考え方やその発達の变化、日本の法概念に即した法教育

【2】公判前の問題「捜査に関わる問題」：虚偽自白を生まない取調べ、正確な被疑者同一性識別、被害者、児童、障がいをもつ者への配慮

【3】公判での問題「法廷での問題」：裁判員による裁判手続きや事件の理解、よりよい尋問方法、証拠評価や有罪・無罪、量刑に関わる判断プロセス、被害者、児童、障がいをもつ者への配慮

【4】公判後の問題「福祉、支援の問題」：薬物やギャンブル依存、性犯罪等、特性に応じた処遇が必要となる矯正プログラムの開発や評価、被告人や被害者による判決の受け入れや満足度

こういった問題は基礎的な実験や調査だけでは解明できない。現実的の法や制度のもとでの人間行動の理解、研究が必要であり、司法・福祉等の実務家との連携や協働がなければ、情報収集も成果還元も不可能である。

諸外国では「法と心理学」の枠組みにおいて、領域連携による研究がさかんに行なわれ、科学的根拠にもとづく法制度の構築や、ガイドラインの策定、実務家研修などが推進されている。しかし、我が国ではこういった共同研究が系統的に行なわれることは少なく、実務への貢献にも制約があった。このような現状を踏まえ、本領域は、法学者、心理・社会学者、司法の実務家等が協同し、研究や課題解決を行い、人材を育成できる新学術領域の創出を目指す。

【本領域の内容】

上記の【1】-【4】に対応する（しかしそれに留まらない）4フィールドを形成し、10の計画研究班と8件の公募班（予定）が5年にわたり研究活動を行う。以下、各フィールドにおける計画研究の概要を紹介する。

■法意識と教育：①唐沢班は、司法の基本的概念である「所有」意識の歴史的展開、発達を調べ、所有権に関する教育教材を開発する。②河合班は、市民の厳罰化・死刑に関する信念と科学的知見と

の関係性を調査し、市民への知見提供を行う。③久保山班では、民事紛争をテーマに、法教育のゲーム教材を作成する。

■捜査手続き：④佐藤班は、複数回にわたって録取される供述を三次元的に視覚化し、信用性を査定するシステムを構成する。⑤高木班では、虚偽自白発生防止メカニズムを組み込んだ被疑者面接技法の作成を、⑥巖島班では、目撃証言の正確性を保証する識別・尋問方法の開発を目指す。

■裁判員裁判：⑦伊東班は、衝撃的な犯罪現場などの情動情報の提示が司法判断に及ぼす影響を、⑧指宿班は裁判員裁判における取り調べの可視化の効果と問題点を明らかにし、提言やガイドラインの策定を行う。

■司法と福祉：⑨仲班は認知・発達心理学の視点に立ち、虐待被害の疑いのある児童への事情聴取法（司法面接法）を確立するとともに、司法と福祉の連携のあり方を探る。⑩石塚班は、発達障がいをもつ者などへの処遇のありかたを検討し、人間科学の知見の活用を探る。

以上のすべての研究班が【基礎研究】⇒【実務家・市民への知見提供】⇒【実務家・市民からのフィードバックを基礎研究に投入】というサイクルで、研究を進める。

【期待される成果と意義】

本領域は法学と心理・社会科学という学術領域の融合のみならず、基礎研究と実務の恒常的な連携を可能にする。まず、法学、心理・社会科学にとっては、現実の制度における人間行動の解明という機会が与えられる。また、実務においては、科学的根拠にもとづく意思決定や制度構築が可能になる。【基礎研究】⇒【知見提供】⇒【フィードバック】というサイクルは、科学的知見の社会的実装を促進することが期待される。

【キーワード】

社会実装：科学的・実証的な知見を実社会の問題解決に活かし、社会システムに組み込むこと。

【研究期間と研究経費】

平成23年度－27年度

313,200千円

【ホームページ等】

http://child.let.hokudai.ac.jp/w_lhs/